

大情審答申第 428 号  
平成 29 年 2 月 21 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会  
会長 上田 健介

### 答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大坂市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年1月20日付け大建第1324号により諮詢のありました件について、次のとおり答申いたします。

#### 第1 審査会の結論

実施機関が、平成 27 年 12 月 14 日付け大建第 1180 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経過

##### 1 公開請求

異議申立人は、平成 27 年 12 月 1 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 11 月 30 日付大監第 104 号の住民監査請求（却下）の審査に関して 住吉区 街区北側の市道内のガス管埋設工事跡の復旧工事について、近隣住民による工事妨害により工事実施が遅延した理由・経緯説明等を示した関係文書一式（平成 27 年 11 月 18 日頃に建設局住之江工営所が特定会社に対して提出を求めたもの）」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

##### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「住吉区 ガス引き込み管工事 経過報告」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、個人の氏名及び印影を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

#### 記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、当該情報そのもの

により、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 12 月 16 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7 条第 1 号において個人情報とされているものは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できることができるもの」との条文のとおり「氏名」であって、「氏又は名のみ」では個人情報に該当しない。「氏」または「名」が個人情報に該当するのであれば、「氏」と「名」の間に句点「、」を入れて「氏、名、生年月日……」と立法したはずである。
- 2 本件文書に約 11 文字分の黒塗りでマスキング処理された非公開部分が存在するが、「個人の氏名」としては明らかに文字数が多すぎであり、公開しないこととした部分に対する事由が適切に明示されていない。

### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書について  
本件文書は、ガス管工事に伴う道路占用許可期間の延長の申請があったことに際して、その延長理由を明確にするため、実施機関が特定会社から取得した文書である。また、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、特定会社による新設引込管工事の施主個人の姓、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載並びに特定会社の担当者の氏名及び印影である。
- 2 本件決定を行った理由  
本件決定において非公開とした情報については、条例第 7 条第 1 号本文の個人に関する情報であって、当該情報により、特定の個人が識別される情報であると認められる。また、一般的に本件決定において非公開とした情報を公にするような慣行は存在しないことから、条例第 7 条 1 号ただし書アに該当せず、その性質上、ただし書イ及びウにも該当しないと認められる。  
したがって、実施機関としては、条例第 7 条第 1 号に該当するため、非公開としたものである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件決定について、個人情報該当性が示されているだけで、根拠とともに了知しうるものとなっていない旨主張する。

しかしながら、本件決定において非公開とした情報が条例第7条第1号本文の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、本件決定においてもその旨明確に示されていることから、本件異議申立ては理由がないものと思料する。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件文書について

本件文書は、特定会社から実施機関に対し工事に伴う道路占用許可期間の延長の申請があった際に、その延長理由を明確にするため、実施機関が特定会社から取得した文書であり、本件文書には特定会社が道路占用許可を受け、近隣住民とのやりとりを経て、工事完了に至るまでの経過が記載されている。

また、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、特定会社による新設引込管工事の施主個人の姓、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載並びに特定会社の担当者の氏名及び印影（以下「本件各情報」という。）である。

### 3 爭点

実施機関は、本件各情報について条例第7条第1号を理由に非公開とする本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各情報の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第7条第1号該当性である。

#### 4 本件各情報の条例第7条第1号該当性について

##### (1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

##### (2) 特定会社による新設引込管工事の施主個人の姓、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載並びに特定会社の担当者の氏名の条例第7条第1号該当性について

ア 特定会社の担当者の氏名は個人の氏名であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、特定会社の担当者の氏名は条例第7条第1号に該当する。

イ 特定会社による新設引込管工事の施主個人の姓及び特定会社の担当者の訪問先の個人の姓は、個人の氏名の一部であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、特定会社による新設引込管工事の施主個人の姓及び特定会社の担当者の訪問先の個人の姓は条例第7条第1号に該当する。

ウ なお、異議申立人は前記第3の2のとおり、本件各情報のうち、「約11文字分の黒塗りでマスキング処理された非公開部分」（以下「当該非公開部分」という。）は個人の氏名としては明らかに文字数が多すぎる旨、主張している。

そこで、当審査会において、当該非公開部分を見分したところ、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓を識別し得る記載であることが確認できた。

そして、このような個人の姓を識別し得る記載も、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、当該非公開部分に記載された個人の姓を識別し得る記載は条例第7条第1号に該当する。

(3) 特定会社の担当者の印影の条例第7条第1号該当性について

特定会社の担当者の印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、特定会社の担当者の印影は条例第7条第1号に該当する。

## 5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第102号

年 月 日	経 過
平成28年1月20日	諮問、実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成28年2月24日	異議申立人から意見書の提出
平成28年7月14日	審議（論点整理）
平成28年9月29日	審議（論点整理）
平成28年11月2日	審議（答申案）
平成28年11月14日	審議（答申案）
平成28年12月5日	審議（答申案）
平成28年12月26日	審議（答申案）
平成29年1月19日	審議（答申案）
平成29年2月21日	答申